

令和 7 年 6 月 16 日開会

令和 7 年 6 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 4 号	令和 6 年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報 告 第 5 号	令和 6 年度寝屋川市水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
報 告 第 6 号	令和 6 年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議 案 第 37 号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	1
議 案 第 38 号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	3
議 案 第 39 号	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	5
議 案 第 40 号	寝屋川市税条例の一部改正	8
議 案 第 41 号	寝屋川市立斎場条例の一部改正	14
議 案 第 42 号	寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部改正	16
議 案 第 43 号	令和 7 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 44 号	令和 7 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 45 号	令和 7 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 46 号	令和 7 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 47 号	工事請負契約の締結	18

番 号	案 件	頁
議 案 第 48 号	人権擁護委員候補者の推薦（菊地 伊三男）	19
議 案 第 49 号	人権擁護委員候補者の推薦（中野 智子）	22
議 案 第 50 号	人権擁護委員候補者の推薦（近藤 有里）	25
議 案 第 51 号	人権擁護委員候補者の推薦（上ノ坊 美幸）	27
議 案 第 52 号	人権擁護委員候補者の推薦（関川 信也）	30
議 案 第 53 号	人権擁護委員候補者の推薦（辻本 通）	33
議 案 第 54 号	人権擁護委員候補者の推薦（尾澤 妙子）	36
議 案 第 55 号	人権擁護委員候補者の推薦（田中 和美）	39
議 案 第 56 号	教育委員会委員の任命	42
議 案 第 57 号	監査委員の選任	45

議案第 37 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月16日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝
屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長 （2）の（3）の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月16日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長 ㉞の項中「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）」を削り、同表市長 ㉞の(3)の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、特例給付（改正法第 12 条の規定による改正前の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）の支給に関する事務を行うときにおけるこの条例による改正後の寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「新条例」という。）別表第 2 市長 ㉞の項の規定の適用については、同項中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付の」とする。
- 3 改正法附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、新条例別表第 2 市長 ㉞の項に掲げる事務を行うときにおける同表市長 ㉞の(3)の項の規定の適用については、同項中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付の」とする。

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「をいう。次条第1項において同じ。）を除く」を「をいう。）を除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第25条を第29条とし、第24条を第28条とし、第23条を第27条とし、同条の前に次の1条を加える。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第22条を削り、第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、同条を第25条とし、第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該

残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 22 条 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間)

第 23 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 24 条 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の寝屋川市職員の育児休業等に関する条例第 23 条の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 40 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を寝屋川市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 9 条中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 21 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 29 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 30 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 30 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 30 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 30 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 11 条の 3 中「附則第 38 条の 2 第 1 項」を「附則第 38 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 38 条の 2 中「附則第 38 条の 2 第 1 項」を「附則第 38 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 38 条の 3 とし、附則第 38 条の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第38条の2 令和8年4月1日以後に第103条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第103条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第104条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第105条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第103条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に

0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第104条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第104条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条、第29条第1項ただし書、第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第11条の3の改正規定、附則第38条の2の改正規定及び同条を附則第38条の3とし、附則第38条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第21条及び第29条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1

項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第30条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第30条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の寝屋川市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第30条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第38条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、寝屋川市税条例第103条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第105条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第38条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 寝屋川市税条例第105条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例

附則第 38 条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)

の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例附則第 38 条の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 41 号

寝屋川市立斎場条例の一部改正

寝屋川市立斎場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市立斎場条例の一部を改正する条例

寝屋川市立斎場条例（昭和 61 年寝屋川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表火葬炉 人体の一部の項中「6,000」を「16,000」に改め、同表火葬炉 動物の死体の項を次のように改める。

ペット	合同して火葬する場合	1 体	3,000	24,000
	単独に火葬する場合	1 体	15,000	

別表備考の 1 の(4)中「動物の死体」を「ペット」に、「当該動物」を「当該ペット」に改め、同表備考の 4 及び 5 を次のように改める。

4 「ペット」とは、愛がんすることを目的として飼養される犬、猫その他の動物をいう。

5 ペットの火葬については、次に定めるところによる。

(1) 火葬炉に入れることのできないペットの火葬は、行わない。なお、大きさが長さ 100 センチメートル、幅 55 センチメートル、高さ 45 センチメートルの箱に入るものでないときは、合同して火葬することはできない。

(2) 合同して火葬する場合には、収骨を行うことはできない。

(3) 市内に該当する場合以外の場合には、単独に火葬することはできない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市立斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における斎場の使用について適用する。

寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部改正

寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例(平成23年寝屋川市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「第2条第16号」を「第2条第18号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に、「第24条」を「第27条」に改める。

(寝屋川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 寝屋川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成24年寝屋川市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

(寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例(令和元年寝屋川市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号中「第2条第16号」を「第2条第18号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に、「第24条」を「第27条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 寝屋川市立田井小学校普通特別教室棟外壁等及び校舎棟トイレ改修工事（建築主体工事） |
| 2 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市田井西町 9 番 1 号 |
| 3 工 事 概 要 | (1) 普通特別教室棟外壁等改修工事 一式
(2) 校舎棟トイレ改修工事 一式
ア 管理棟及び普通特別教室棟 3 箇所
イ 普通特別教室棟 2 箇所
ウ 普通教室棟 3 箇所 |
| 4 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 金 164, 847, 100 円
(内消費税及び地方消費税の額 14, 986, 100 円) |
| 6 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 しない
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 工 期 | 着工 令和 7 年 月 日
完成 令和 8 年 2 月 27 日 |
| 8 契約の相手方 | 大阪府寝屋川市新家一丁目 8 番 7 号
北口建設工業株式会社
代表取締役 北 口 隆 広 |

人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和7年6月16日提出

寢屋川市長 広瀬 慶 輔

住 所
氏 名
生年月日

菊 地 伊三男（きくち いさお）

理 由

人権擁護委員 菊地伊三男が、令和 7 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歷書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 菊 地 伊三男（きくち いさお）
生 年 月 日 [REDACTED]

學 歷

昭和 48 年 3 月 大阪体育大学体育学部卒業

歷 職

昭和 48 年 4 月	寝屋川市立和光小学校教諭
	寝屋川市立第二中学校教諭(昭和 50 年 4 月)、
	寝屋川市立第六中学校教諭(昭和 51 年 4 月)、
	寝屋川市立友呂岐中学校教諭(昭和 58 年 4 月)、
	寝屋川市立第五中学校教諭(平成 4 年 4 月)を歴任
平成 13 年 4 月	寝屋川市立友呂岐中学校教頭
平成 15 年 4 月	寝屋川市立第八中学校教頭
平成 17 年 4 月	寝屋川市立第八中学校長
平成 23 年 3 月	同 上 退職

公 職 歷 等

自 平成 23 年 9 月
至 現 在

保護司

自 平成 26 年 1 月	人権擁護委員
至 現 在	
自 令和 4 年 4 月	大阪第二人権擁護委員協議会常務委員
至 令和 7 年 4 月	
自 令和 5 年 4 月	大阪第二人権擁護委員協議会副会長
至 令和 7 年 4 月	
自 令和 5 年 5 月	大阪府人権擁護委員連合会監事
至 令和 6 年 5 月	
自 令和 5 年 5 月	大阪府人権擁護委員連合会理事
至 令和 7 年 6 月	

賞 罰

令和元年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
令和 2 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰

人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	
氏 名	中 野 智 子（なかの ともち）
生年月日	

理 由

人権擁護委員 中野智子が、令和 7 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履 歴 書

本	籍	
住	所	
氏	名	中 野 智 子 (なかの ともしこ)
生 年 月 日		

学 歴

平 成 元 年 3 月	三重大学工学部卒業
-------------	-----------

職 歴

平 成 元 年 4 月	積水ハウス株式会社 入社
平 成 元 年 6 月	同 上 退社
平 成 元 年 7 月	野村建設工業株式会社 入社
平 成 8 年 1 月	同 上 退社
平 成 30 年 3 月	公文式御幸教室 開設
	現在に至る

公 職 歴 等

自 平 成 27 年 4 月	寝屋川市立和光小学校 P T A 副会長
至 平 成 29 年 3 月	
自 平 成 28 年 4 月	寝屋川市青少年指導員
至 現 在	

自 平成 29 年 4 月
至 平成 30 年 3 月

寝屋川市立校園 P T A 協議会会計

自 令和 2 年 1 月
至 現 在

人権擁護委員

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	
氏 名	近 藤 有 里（こんどう ゆり）
生年月日	

理 由

人権擁護委員 近藤有里が、令和 7 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 近 藤 有 里 (こんどう ゆり)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

平 成 3 年 3 月 相愛大学音楽学部卒業

職 歴

令 和 3 年 4 月 株式会社グリーン京阪 取締役
現在に至る

公 職 歴 等

自 平 成 31 年 1 月 保護司
至 現 在
自 令 和 5 年 1 月 人権擁護委員
至 現 在

賞 罰

な し

人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和7年6月16日提出

寢屋川市長 広瀬 慶輔

住 所 [REDACTED]
氏 名 上ノ坊 美 幸（うえのぼう みゆき）
生年月日 [REDACTED]

理 由

人権擁護委員 上ノ坊美幸が、令和 7 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 上ノ坊 美 幸 (うえのぼう みゆき)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 61 年 3 月 大阪府立門真南高等学校卒業
昭 和 63 年 11 月 大栄経理専門学校卒業

職 歴

昭 和 63 年 12 月 松本引越センター株式会社 入社
平 成 2 年 3 月 同 上 退社
平 成 10 年 10 月 株式会社ホップス 入社
平 成 18 年 6 月 同 上 退社
令 和 2 年 10 月 株式会社ダイケミ 執行役
現在に至る

公 職 歴 等

自 平 成 20 年 4 月 寝屋川市立第七中学校 P T A 副会長
至 平 成 22 年 3 月

自 平 成 22 年 4 月 大阪府立交野高等学校 P T A 副会長
至 平 成 24 年 3 月

自	平成 23 年 4 月	大阪府立交野高等学校協議会委員
至	平成 30 年 3 月	
自	平成 24 年 4 月	大阪府立交野高等学校 P T A 会長
至	平成 25 年 3 月	
自	平成 25 年 4 月	河北自治会副会長
至	現 在	
自	平成 30 年 4 月	大阪府立交野高等学校運営協議会委員
至	令和 2 年 3 月	
自	令和 2 年 4 月	堀溝校区地域協働協議会コミュニティ部会長
至	現 在	
自	令和 3 年 4 月	寝屋川市社会を明るくする運動七中地区推進委員会会計
至	令和 6 年 3 月	
自	令和 5 年 1 月	人権擁護委員
至	現 在	

賞 罰

な し

人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和7年6月16日提出

寢屋川市長 広瀬 慶 輔

住所

氏 名

生年月日

関川 信也 (せきがわ しんや)

理 由

人権擁護委員 関川信也が、令和 7 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履 歴 書

本	籍	
住	所	
氏	名	関 川 信 也 (せきがわ しんや)
生 年 月 日		

学 歴

平 成 10 年 3 月	京都大学法学部卒業
--------------	-----------

職 歴

平 成 12 年 4 月	司法研修所 入所
平 成 13 年 9 月	同 上 終了
平 成 13 年 10 月	大蔵・児玉法律事務所 入所
平 成 16 年 12 月	同 上 退所
平 成 17 年 1 月	小田・児玉法律事務所 入所
平 成 21 年 9 月	同 上 退所
平 成 21 年 10 月	関川法律事務所 開所
平 成 28 年 10 月	同 上 閉所
平 成 28 年 11 月	大阪芙蓉法律事務所 入所
	現在に至る

公 職 歴 等

自 平 成 26 年 11 月	寝屋川市公平委員会委員
至 現 在	

自 平成 26 年 11 月 北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員
至 現 在

自 平成 27 年 1 月 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至 現 在

自 令和 5 年 1 月 人権擁護委員
至 現 在

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	
氏 名	辻 本 通（つじもと とおる）
生年月日	

理 由

人権擁護委員 辻本通が、令和 7 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履 歷 書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 辻 本 通（つじもと とおる）
生年 月 日 [REDACTED]

學 歷

昭和 47 年 3 月 大分大学教育学部 卒業

歷 職

昭和 47 年 4 月	寝屋川市立第五小学校教諭 寝屋川市立明和小学校教諭(昭和 51 年 4 月)、 寝屋川市立堀溝小学校教諭(昭和 56 年 4 月)を歴任
平成 6 年 4 月	寝屋川市教育委員会事務局同和教育企画室長
平成 7 年 4 月	寝屋川市立明和小学校教頭
平成 10 年 4 月	寝屋川市教育委員会事務局学校教育部学務課長
平成 13 年 4 月	寝屋川市立国松緑丘小学校校長
平成 14 年 4 月	寝屋川市教育委員会事務局学校教育部総括参事兼次長
平成 15 年 10 月	寝屋川市教育委員会事務局教育監
平成 17 年 4 月	寝屋川市立東小学校校長
平成 21 年 3 月	同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 18 年 5 月	保護司
至 現 在	
自 平成 20 年 4 月	寝屋川市小学校長会会長
至 平成 21 年 3 月	
自 平成 22 年 6 月	寝屋川市社会教育委員
至 平成 30 年 5 月	
自 平成 23 年 1 月	人権擁護委員
至 現 在	
自 平成 24 年 6 月	寝屋川市社会教育委員会議議長
至 平成 30 年 5 月	
自 平成 27 年 4 月	大阪第二人権擁護委員協議会常務委員
至 令和 7 年 4 月	

賞 罰

平成 23 年 10 月	大阪保護観察所長功労表彰
平成 28 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 29 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
令和 3 年 10 月	大阪保護観察所長永年勤続表彰

尾 澤 妙 子 (おざわ たえこ)

し、依は諾手目、大井井美子、今和子、10月31日に期満了のため、依は諾手目

履 歴 書

本	籍	
住	所	
氏	名	尾 澤 妙 子（おざわ たえこ）
生 年 月 日		

学 歴

昭 和 57 年 12 月	福井県大野市立高等学校中退
---------------	---------------

職 歴

昭 和 63 年 4 月	武福住建 入職
平 成 2 年 8 月	同 上 退職
平 成 26 年 4 月	有限会社レスト 入社
	現在に至る

公 職 歴 等

自 平 成 14 年 4 月	寝屋川市立木屋幼稚園 P T A 副会長
至 平 成 16 年 3 月	
自 平 成 20 年 4 月	寝屋川市立木屋小学校 P T A 副会長
至 平 成 21 年 3 月	
自 平 成 21 年 4 月	寝屋川市立木屋小学校 P T A 会長
至 平 成 22 年 3 月	

自	平成 22 年 4 月	寢屋川市立友呂岐中学校 P T A 副会長
至	平成 24 年 3 月	
自	平成 24 年 4 月	寢屋川市立友呂岐中学校 P T A 会長
至	平成 25 年 3 月	
自	平成 25 年 4 月	友中校区地域教育協議会会長
至	平成 29 年 3 月	
自	平成 25 年 4 月	寢屋川市社会を明るくする運動友呂岐中学地区推進委員会 副委員長
至	令和 6 年 3 月	
自	平成 25 年 4 月	寢屋川市青少年指導員
至	現 在	
自	平成 25 年 10 月	木屋校区地域協働協議会会計
至	現 在	
自	平成 28 年 4 月	寢屋川地区更生保護女性会委員
至	現 在	
自	令和 6 年 5 月	保護司
至	現 在	

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	
氏 名	田 中 和 美 (たなか かずみ)
生年月日	

理 由

人権擁護委員 田中和美が、令和 7 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 田 中 和 美 (たなか かずみ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 60 年 3 月 浪速短期大学商業科卒業

職 歴

昭 和 60 年 4 月 株式会社オートバックスセブン 入社
平 成 2 年 3 月 同 上 退社
平 成 20 年 8 月 財団法人大阪府公園協会 入職
(平成24年4月から一般財団法人に移行)
現在に至る

公 職 歴 等

自 平 成 16 年 4 月 寝屋川市立明和小学校PTA副会長
至 平 成 20 年 3 月

自 平 成 22 年 4 月 寝屋川市社会を明るくする運動四中地区推進委員会人権部会長
至 令 和 5 年 3 月

自 平 成 22 年 4 月 寝屋川市青少年指導員
至 現 在

自 平成 23 年 4 月
至 現 在 民生委員・主任児童委員

自 平成 28 年 4 月
至 令和 6 年 3 月 明和校区地域協働協議会福祉部会副部会長

自 令和 4 年 9 月
至 現 在 保護司

自 令和 5 年 1 月
至 現 在 人権擁護委員

自 令和 6 年 4 月
至 現 在 望が丘校区地域協働協議会書記

自 令和 6 年 4 月
至 現 在 望が丘校区福祉委員会書記

賞 罰

な し

教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和7年6月16日提出

寢屋川市長 広瀬 慶 輔

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 川 智 皓 (なかがわ ちひろ)
生年月日 [REDACTED]

理 由

教育委員会委員 中川智皓が、令和 7 年 6 月 30 日任期満了のため、引き続き
任命したい。

※ 任期 4 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍	■
住 所	■
氏 名	中 川 智 皓 （なかがわ ちひろ）
生 年 月 日	■

学 歴

平 成 22 年 3 月	東京大学大学院 工学系研究科 産業機械工学専攻 博士後期課程 修了
--------------	--------------------------------------

職 歴

平 成 22 年 4 月	大阪府立大学大学院 工学研究科 機械工学分野 助教
平 成 26 年 11 月	一般社団法人 パーラメンタリーディベート人財育成協会 代表理事
平 成 30 年 4 月	大阪府立大学大学院（現大阪公立大学大学院） 工学研究科 機械工学分野 准教授
令 和 元 年 10 月	国立研究開発法人 科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業さきがけ研究員（兼任）
令 和 4 年 5 月	同 上 退任
令 和 4 年 7 月	カリフォルニア大学バークレー校客員研究員（兼任）
令 和 5 年 6 月	同 上 退任
令 和 6 年 4 月	内閣府 上席科学技術政策フェロー（兼任）

現在に至る

公 職 歴 等

自 令 和 3 年 7 月

寝屋川市教育委員会委員

至 現

在

賞 罰

な し

監査委員の選任

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和7年6月16日提出

寢屋川市長 広瀬 慶輔

住 所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号
氏 名 九 鬼 康 夫 （くき やすお）
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

理 由

監査委員 九鬼康夫が、令和 7 年 7 月 1 日任期満了のため、引き続き選任した
い。

※ 任期 4 年（地方自治法第 197 条）

履 歴 書

本 籍	■
住 所	■
氏 名	九 鬼 康 夫 (くき やすお)
生 年 月 日	■

学 歴

昭 和 49 年 3 月	関西外国語短期大学 米英語科 卒業
--------------	-------------------

職 歴

昭 和 45 年 4 月	大阪府に就職
平 成 5 年 4 月	総務部地方課主幹 (太子町助役)
平 成 10 年 6 月	商工部金融課参事 (信用組合大阪商銀顧問団)
平 成 11 年 5 月	同 (株式会社整理回収機構人事部次長)
平 成 12 年 4 月	総務部行政改革室参事兼人事室参事
平 成 13 年 7 月	総務部人事室厚生課長
平 成 15 年 4 月	水道部経営企画室経営企画課長
平 成 17 年 4 月	健康福祉部副理事 (大阪府立障がい者交流促進センター所長)
平 成 18 年 9 月	同 (大阪府後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局長)
平 成 19 年 1 月	総務部副理事 (大阪府後期高齢者医療広域連合事務局長)
平 成 21 年 4 月	住宅まちづくり部次長
平 成 22 年 3 月	同 上 退職

平成 22 年 7 月	大阪府市長会事務局長 大阪府町村長会事務局長 大阪府町村議長会事務局長 財団法人(平成 23 年 4 月から公益財団法人に移行)大阪府市町村振興協会常務理事兼事務局長	に就任
平成 29 年 6 月	同 上	退任

公 職 歴 等

自 平成 25 年 11 月 至 令和 5 年 10 月	生駒市法令遵守委員
自 平成 28 年 8 月 至 現 在	生駒市行政不服審査会委員
自 平成 29 年 7 月 至 現 在	寝屋川市監査委員
自 平成 29 年 7 月 至 現 在	枚方寝屋川消防組合監査委員
自 平成 29 年 7 月 至 現 在	北河内 4 市リサイクル施設組合監査委員
自 令和 3 年 9 月 至 令和 6 年 3 月	泉南市包括外部監査法人選定委員会委員
自 令和 4 年 7 月 至 令和 5 年 7 月	大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員

自 令和 5 年 10 月

至 現

生駒市ハラスメント事案検討会議委員
在

賞

罰

な

し